

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の原案について

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十一条第六項の規定により、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の原案を次のように公告する。
なお、同原案に係る区域内の土地の所有者及び都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第十条の四に規定する者は、縦覧期間の満了の日までに、東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

令和三年七月七日

東京圏国家戦略特別区域会議

- 一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類
東京都市計画地区計画渋谷駅東口地区地区計画
当該事項を定める土地の区域
東京都渋谷区渋谷一丁目及び渋谷二丁目各地内
- 二 縦覧場所 渋谷区都市整備部都市計画課（渋谷区役所本庁舎十一階）
- 三 縦覧期間 公告の日の翌日から起算して二十一日間
- 四 意見書の提出先 東京都渋谷区宇田川町一番一号
渋谷区都市整備部都市計画課